

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (税務課) 一
- 有害図書類の指定 (青少年課) 一
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) 一
- 公有水面埋立ての免許出願(二件) (水産業基盤整備課) 二
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 五
- 選挙管理委員会
- 政治団体の届出 六
- 政治団体の届出事項の異動届 六
- 政治団体の解散届 七
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十八年分) 七
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分) 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分) 一〇
- 資金管理団体の指定取消の届出 一〇
- 監査委員 一一
- 定期監査の結果の公表 一二

告 示

○宮城県告示第八百四十四号
宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百四十九条の三第二項の規定により、次

のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所等の所在地 指定取消しの年月日
株式会社JOMO 代表取締役 仙台市青葉区本町一丁目 平成二十年六月三十日
ネット東北 小菅 睦司 六番十七号

○宮城県告示第八百四十五号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	メンズヤング 9月号 08597・9	㈱双葉社
二	同	別冊本当にあつたHな話 9月号 18135・9	㈱ぶんか社
三	同	ZUBA! 9月号 15529・9	インフォレスト㈱
四	同	増刊大衆 8月26日号 20436・8/26	㈱双葉社
五	同	COMIC快樂天 9月号 13877・9	ワニマガジン社

二 指定理由

図書類の内容が著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百四十六号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区

槻木地区

二 換地処分の日

平成二十年七月二十五日

○宮城県告示第八百四十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行つ。

平成二十年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十年八月六日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第二種福貴浦漁港区域内

石巻市福貴浦字土手三二番一に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びの地点との地点を結ぶ平成二十年の春分の満潮位(DL+1・六〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 石巻市福貴浦字福貴屋敷六五番地内に設置した基点A(北緯三八度二分〇四秒一九、東経一四一度二六分五七秒六四)から 二〇三度二分一五秒二二三四・七二メートルの地点

の地点 の地点から 九〇度〇〇分〇〇秒 八・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から 一八〇度〇〇分〇〇秒 六五・六五メートルの地点

の地点 の地点から 二七六度三四分一六秒 八・一〇メートルの地点

(3) 面積

五三三・一〇平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第二種福貴浦漁港区域内

石巻市福貴浦字土手三二番一に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びの地点との地点を結ぶ平成二十年の春分の満潮位(DL+1・六〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 石巻市福貴浦字福貴屋敷六五番地内に設置した基点A(北緯三八度二分〇四秒一九、東経一四一度二六分五七秒六四)から 二二〇度二分四八秒〇一七六・一四メートルの地点

①の地点 ②の地点から 九〇度〇〇分〇〇秒 五八・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から 一八〇度〇〇分〇〇秒 一二〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ④の地点から 二七〇度〇〇分〇〇秒 五〇・〇〇メートルの地点

の地点 ⑤の地点から 二七六度三四分一六秒 八・一〇メートルの地点

(3) 面積

六、九五七・九〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年九月八日まで

○宮城県告示第八百四十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行つ。

平成二十年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十年八月六日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第二種鮪立漁港区域内

気仙沼市唐桑町鮪立二九九番地に隣接する公有水面

(2) 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成二十年春分の満潮位(DL+1.274メートル)における公有水面と陸地との境界線及びの地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点の地点 気仙沼市唐桑町鮪立二九九番地内に設置された基点(北緯三八度五三分二六

秒、東経一四一度三八分二八秒)の地点

の地点	基点の地点から	一二七度四一分一八秒	一一四・八六メートルの地点
の地点	の地点から	二度二四分二九秒	四八・〇一メートルの地点
の地点	の地点から	四七度二二分三九秒	二二・一五メートルの地点
の地点	の地点から	七七度二一分二〇秒	四八・九五メートルの地点
の地点	の地点から	一〇六度四五分二七秒	二二・八七メートルの地点
の地点	の地点から	一五三度二七分三三秒	九五・九六メートルの地点
の地点	の地点から	二七二度二四分二九秒	二・一六メートルの地点

(3) 面積

四二七・一一平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第二種鮪立漁港区域内

気仙沼市唐桑町鮪立二九八番地一及び二九九番地、同市唐桑町上鮪立七五番地三の一部及び七五番地四の一部並びに同市唐桑町鮪立二九八番地二三の一部、同市唐桑町鮪立二九九番地に隣接する公有水面並びに同市唐桑町上鮪立一五〇番地一、一四九番地一、一四九番地五、一四五番地、一四四番地二及び一四四番地三並びに同市唐桑町鮪立一八八番地、一八八番地二及び一八九番地の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点の地点 気仙沼市唐桑町鮪立二九九番地内に設置された基点(北緯三八度五三分二六

秒、東経一四一度三八分二八秒)の地点

①の地点	基点の地点から	一三三度四三分五二秒	一三七・二七メートルの地点
②の地点	①の地点から	三五一度〇三分一八秒	二四・七一メートルの地点
③の地点	②の地点から	三五四度三八分一五秒	一七・五七メートルの地点
④の地点	③の地点から	二度三六分三八秒	三七・六七メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	四七度三〇分〇七秒	三四・九四メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	七十七度一四分四七秒	五四・三〇メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	一〇六度二一分四七秒	二五・五五メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	二七度二一分一〇秒	二八・六八メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	一五三度三一分四三秒	八一・二〇メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	一二二度四五分一七秒	三四・五一メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	一二五度二九分〇九秒	三七・一五メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	一九四度四九分三四秒	八・五六メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	二七六度五六分三四秒	五・一七メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	三三三度二七分三三秒	四二・一九メートルの地点

(3) 面積

一六、三七四・二二平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年九月八日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 A重油(JIS一種二号) 百七十キロリットル
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- 3 納入期限 平成二十年十月八日 午前九時
- 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻漁港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十年十月
 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

3 2以外の者で開札時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者（同附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申し立てをなした者又は申し立てされなかつた者とみなす。

5 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

6 当該物品とほぼ同等量を船舶に数回以上納入した実績を有すること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）平成二十年九月十二日午後五時までに申請すること。

四 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所及び契約条項並びに契約条件を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 亀山 勉 電話〇二二・二二一・三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十年九月十二日午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十年九月十二日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 平成二十年九月二十二日午前九時から平成二十年九月二十九日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十年九月二十九日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書中の旨を朱書きすること。）にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札執行の場所及び日時までとする。

5 開札執行の日時及び場所

平成二十年九月三十日午前十一時 教育庁会議室（宮城県庁行政舎十六階）

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、内国貨物船用品積込承認申告により消費税が免除となるため、消費税を加えない価格とするので、入札金額は消費税を加えない価格を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 170 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : October 8, 2008

3 Place of Delivery : Miyajimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : September 29, 2008, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Tsutomu Kameyama, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, TEL.: 022-211-3621

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 指令情報総合管理システム賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年三月一日から平成二十六年二月二十八日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部ほか二十八か所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格制限要領に基づき資格制限の措置を受けている期間でないこと。

また、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限の措置を受けている期間でないこと。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第一百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立て

をしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 平成十七年四月一日以降、一〇番情報管理、地図情報、緊急配備、カーロケータ、大型画面表示及びネットワークを含む「通信指令システム」全般について、都道府県警察本部に対しての契約(納入)実績を有すること。

7 納入する機器によりシステムを構築し、同機器の設定、調整を実施する体制が整備されていること。ただし、システムエンジニアについては、三名以上が二の6の納入に従事していること。

8 納入する機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加を希望する者は、6、7及び8に掲げる事項を証する書類を平成二十年九月二十二日までに、三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話番号〇二二・二一・三三三三)へ平成二十年八月二十九日(金)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二二・七七一、内線二二三三)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十年九月十六日(火)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限

(イ) 日時 平成二十年九月二十九日(月)、午後五時十五分まで

- (二) 場所 1に同じ
- (三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。
- ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- (四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年九月三十日(火)、午後一時〇〇分(開場午後一時三十分)
- (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇一会議室
- 四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- 5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

- 6 契約書作成の要否 要
- 7 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of Management and Control System for Commanding Information 1 set

- 2 Duration of Contract : From March 1, 2009 to February 28, 2014
- 3 Location : Miyagi Prefectural Police Headquarters (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai) and 28 other places
- 4 Bid Deadline : September 29, 2008, 5 : 15 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan. Tel.: 022-221-7171, EXT. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。
 平成二十年八月十九日
 宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤健一

(その他の政治団体)
 代表者氏名 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日
 政治団体の名称 氏名

作並ゆきの後援会 中川 勝弘 小出 一雄 黒川郡大衡村大瓜字下南沢一三〇 平成二十年七月三日

中塩塾 中塩 吉信 中塩 吉信 大崎市三本木伊賀字都松一 平成二十年七月四日

ほりえ一男とやさしいまちづくりの会 目黒 弘 堀江 喜子 柴田郡大河原町字新桜町一二・一 平成二十年七月九日

八島定敏後援会 川井 貞一 古川 清一 白石市大手町三・三 平成二十年七月十八日

○宮選管告示第七十八号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。
 平成二十年八月十九日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤健一
 (政党の支部)

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
政治団体の名称 自由民主党宮城県 内航海運支部	湯村 健介	会計責任者	石井 英和	高橋 征支	平成二十年 七月三日
(その他の政治団体)					
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
政治団体の名称 税理士による今野 東を支援する会	大和田伸二	会計責任者	齋藤 晃	山岸 文明	平成二十年 七月二日
政治団体の名称 宮城県隊友政治連 盟	大越 雅行	代表者	大越 雅行	小関 隆久	平成二十年 七月二日
政治団体の名称 松川利充後援会	藤元 寛名	称	松川利充後援会	松川利充を育て る会	平成二十年 七月七日
政治団体の名称 相沢孝弘後援会	佐々木 徹	会計責任者	相澤 陽子	相沢 正憲	平成二十年 七月八日
政治団体の名称 菅野幸後援会	目黒 正也	代表者	目黒 正也	六戸 市郎	平成二十年 七月八日
政治団体の名称 全国旅館政治連盟 宮城県支部	佐藤勲三郎	主たる事務 所の所在地	仙台市若林区新 寺二・一・一	仙台市青葉区通 町一・六・九	平成二十年 七月八日
政治団体の名称 小嶋こうじ後援会	遠藤 貫一	会計責任者	遠藤 靖	遠藤勲之丞	平成二十年 七月十日
政治団体の名称 中澤宏後援会	鎌田 庄喜	同	中館 幸喜	中澤 秀夫	平成二十年 七月十日
政治団体の名称 三品彰夫後援会	鎌田 幸一	同	三品 一美	菅野 義照	平成二十年 七月十日
政治団体の名称 加藤ぜんいち後援 会	佐々木博男	代表者	佐々木博男	高橋 正司	平成二十年 七月十一日
政治団体の名称 刈田病院を守る市 民の会	佐藤 光也	同	佐藤 光也	八島 定敏	平成二十年 七月十六日
政治団体の名称 小野寺五典後援会	石川 雅治	主たる事務 所の所在地	気仙沼市港町五 〇五・四	気仙沼市港町五 〇二・二	平成二十年 七月二十三日
○宮選管告示第七十九号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。					
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日		
(その他の政治団体)					
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日		
宮城県選挙管理委員会	委員長 佐藤 健一				
千田宗好後援会	千田 巖	平成十九年七月三日	平成二十年七月三日		
大沼みのる後援会	大沼 實	平成二十年七月七日	平成二十年七月七日		
斎藤志志後援会	佐藤 仁治	平成十九年十二月三十一日	平成二十年七月七日		
高橋久吉後援会	越河 正之	平成二十年七月八日	平成二十年七月九日		
阿部和夫後援会	小笠原康次	平成二十年六月三十日	平成二十年七月十日		
くろす武男後援会	八文字正夫	平成十九年十二月三十一日	平成二十年七月十日		
くろす武男「真心」の 会	黒須 武男	平成十九年十二月三十一日	平成二十年七月十日		
加賀たけしを育てる会	佐々木重男	平成十九年十二月二十日	平成二十年七月十一日		
掛地富男後援会	佐々木 弘	平成二十年六月三十日	平成二十年七月十一日		
しんで安政後援会	新出 安政	平成二十年七月十三日	平成二十年七月十四日		
太田和夫後援会	高橋 義之	平成二十年六月三十日	平成二十年七月十八日		
佐々木章後援会	山谷 康一	平成十九年三月三十一日	平成二十年七月二十二日		
星よしのすけ後援会	高橋 賢一	平成二十年七月二十日	平成二十年七月二十三日		
○宮選管告示第八十号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平 成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと り公表する。					
平成二十年八月十九日	宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健一				
(その他の政治団体)					
政治団体の名称	大田和夫後援会	報告年月日	平成19年11月12日		
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額				118,368 円	
ア 前年繰越額				118,368 円	
イ 本年収入額				0 円	
(2) 支出総額				0 円	
政治団体の名称	しんで安政後援会				

<p>報告年月日 平成19年11月9日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額 293,838 円</p> <p>イ 本年収入額 43,838 円</p> <p>(2) 支出総額 250,000 円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 個人の負担する党費又は会費 279,830 円</p> <p>ア 寄 附 30,000 円</p> <p>6 人</p> <p>(ア) 寄附(内訳別掲)</p> <p>220,000 円</p> <p>220,000 円</p> <p>220,000 円</p> <p>220,000 円</p> <p>220,000 円</p> <p>250,000 円</p> <p>合 計 250,000 円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>ア 個人からの寄附</p> <p>(寄附者の氏名) (金 額) (住 所)</p> <p>新出 安政 220,000 円 宮城県利府町</p> <p>小 計 220,000 円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費 279,830 円</p> <p>(ア) 組織活動費 860 円</p> <p>(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 278,970 円</p> <p>a 機関紙誌の発行事業費 278,970 円</p> <p>合 計 279,830 円</p> <p>政治団体の名称 高橋久吉後援会</p> <p>報告年月日 平成19年11月1日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0 円</p> <p>ア 前年繰越額 0 円</p> <p>イ 本年収入額 0 円</p>		<p>(2) 支出総額 0 円</p> <p>政治団体の名称 星よしのすけ後援会</p> <p>報告年月日 平成19年11月2日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0 円</p> <p>ア 前年繰越額 0 円</p> <p>イ 本年収入額 0 円</p> <p>(2) 支出総額 0 円</p> <p>〇頭数値並長銀二十一円</p> <p>枚銀壹拾五円五(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十二年八月十七日</p> <p>宮城県選挙区議員 星 健 一</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨</p> <p>(資金管理団体)</p> <p>政治団体の名称 ころす武男「真心」の会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 黒須 武男</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員</p> <p>報告年月日 平成20年7月9日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0 円</p> <p>ア 前年繰越額 0 円</p> <p>イ 本年収入額 0 円</p> <p>(2) 支出総額 0 円</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>政治団体の名称 阿部和夫後援会</p> <p>報告年月日 平成20年7月10日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 12,000 円</p>
--	--	---

報 告 書

<p>ア 前年繰越額 12,000 円</p> <p>イ 本年収入額 0 円</p> <p>(2) 支出総額 12,000 円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合計 0 円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費 12,000 円</p> <p>(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 12,000 円</p> <p> a 機関紙誌の発行事業費 12,000 円</p> <p>合計 12,000 円</p> <p>政治団体の名称 太田和夫後援会</p> <p>報告年月日 平成20年7月18日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 118,368 円</p> <p> ア 前年繰越額 118,368 円</p> <p> イ 本年収入額 0 円</p> <p>(2) 支出総額 0 円</p> <p>政治団体の名称 大沼みのる後援会</p> <p>報告年月日 平成20年7月2日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0 円</p> <p> ア 前年繰越額 0 円</p> <p> イ 本年収入額 0 円</p> <p>(2) 支出総額 0 円</p> <p>政治団体の名称 加賀たけしを育てる会</p> <p>報告年月日 平成20年7月14日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 74,378 円</p> <p> ア 前年繰越額 24,378 円</p> <p> イ 本年収入額 50,000 円</p>	<p>(2) 支出総額 74,378 円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p> ア 個人の負担する党費又は会費 50,000 円</p> <p> 100 人</p> <p>合計 50,000 円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p> ア 経常経費 4,378 円</p> <p> (ア) 事務所費 4,378 円</p> <p> イ 政治活動費 70,000 円</p> <p> (ア) 組織活動費 35,000 円</p> <p> (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 35,000 円</p> <p> a 機関紙誌の発行事業費 35,000 円</p> <p>合計 74,378 円</p> <p>政治団体の名称 掛地雷男後援会</p> <p>報告年月日 平成20年7月11日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0 円</p> <p> ア 前年繰越額 0 円</p> <p> イ 本年収入額 0 円</p> <p>(2) 支出総額 0 円</p> <p>政治団体の名称 くろす武男後援会</p> <p>報告年月日 平成20年7月9日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0 円</p> <p> ア 前年繰越額 0 円</p> <p> イ 本年収入額 0 円</p> <p>(2) 支出総額 0 円</p> <p>政治団体の名称 斎藤忠志後援会</p> <p>報告年月日 平成20年7月7日</p> <p>1 収入・支出の総額</p>
---	---

<p>政治団体の名称 大田和夫後援会 報告年月日 平成20年7月18日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費</p> <p>(ア) 寄附・交付金</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 大沼みのる後援会 報告年月日 平成20年7月7日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 掛地富男後援会 報告年月日 平成20年7月11日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 しんで安政後援会 報告年月日 平成20年7月14日</p> <p>1 収入・支出の総額</p>	<p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>(ア) 備品・消耗品費</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 高橋久吉後援会 報告年月日 平成20年7月9日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 星よしのすけ後援会 報告年月日 平成20年7月23日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>○町選出区長(第八十三号) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金 管理団体の指定を取り消した區届出があった。 平成二十年八月十九日</p>
<p>118,368 円</p> <p>118,368 円</p> <p>0 円</p> <p>118,368 円</p> <p>0 円</p> <p>118,368 円</p> <p>118,368 円</p> <p>118,368 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>118,368 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>	<p>14,008 円</p> <p>14,008 円</p> <p>0 円</p> <p>14,008 円</p> <p>0 円</p> <p>14,008 円</p> <p>14,008 円</p> <p>14,008 円</p> <p>14,008 円</p> <p>0 円</p> <p>14,008 円</p> <p>14,008 円</p> <p>14,008 円</p> <p>0 円</p>

町 長 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 佐 藤 健 一

<p>築館警察署 白石警察署 角田警察署</p> <p>6月12日 5月29日 5月29日</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成19年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。その結果は別紙のとおりです。</p>	<p>(2) 協力者に対する謝礼として現金を支払ったものについては、全て領収書が徴されていた。</p> <p>(3) 支払精算書等における、協力者の氏名・住所については、捜査上の支障がなく、かつ監査委員への開示を本人が承諾したものは開示されており、全て開示されている警察署もあった。</p> <p>(注) 支出関係証拠書類：現金出納簿、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書等</p> <p>勤務関係書類：勤務整理簿、旅行命令票、運転日誌等</p> <p>3 捜査員からの聴き取り調査</p> <p>(1) 実施した機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> 白石警察署（5月29日 午前） ・聴き取りした捜査員 2名（刑事課2名） 角田警察署（5月29日 午後） ・聴き取りした捜査員 2名（刑事課2名） <p>築館警察署（6月12日 午前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴き取りした捜査員 2名（生活安全課1名、刑事課1名） 佐沼警察署（6月12日 午後） ・聴き取りした捜査員 2名（刑事課2名） <p>* 調査を実施した警察署は以上の4警察署で、聴き取りした捜査員の総数は8名である。</p> <p>なお、聴き取り調査は、捜査員1人当たり15分程度行った。</p> <p>(2) 捜査員の選定方法</p> <p>聴き取りを行った捜査員の選定については、先に実施する事務局監査において、犯罪捜査報償費の支出実績の多い捜査員を数名選定し、監査委員の実地監査において、この捜査員の中から、当日業務に支障のない捜査員に対して、聴き取り調査を実施した。</p> <p>(3) 聴き取り調査の聴取事項</p> <p>捜査員が作成した支払精算書等の本人記載の確認、謝礼金等の受け渡し（接触）場所及び相手方の状況等について聴取したほか、その情報提供者からの情報は事件捜査に有効であったかなどについても併せて聴取した。</p> <p>4 監査の結果</p> <p>犯罪捜査報償費の執行は、「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されており、捜査員からの聴き取り調査等でも、不正を疑わせるような執行は認められなかった。</p> <p>なお、協力者の氏名・住所が開示されたものについては、その実在の有無を調査したところ、全て実在することが確認された。</p>
<p>多賀城高校</p> <p>収入証紙の貼付された文書において、不注意な管理により保存期間内に廃棄の事実が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄した保存期限内の公文書 平成20年度入学者選抜に係る入学願書（収入証紙貼付） ・廃棄枚数 72枚 	
<p>別紙</p> <p>平成20年度第1四半期宮城県警察定期監査の状況</p> <p>1 実施機関</p> <p>平成20年度第1四半期における県警察の定期監査は、白石警察署、角田警察署、築館警察署及び佐沼警察署の4警察署について、財務監査を中心に実施した。</p> <p>2 犯罪捜査報償費に関する支出関係証拠書類の状況</p> <p>監査においては、犯罪捜査報償費の捜査員への交付及びその精算に係る支出関係証拠書類の調査・確認、並びにこれら証拠書類と捜査員の勤務関係書類との照合・確認を行った。</p> <p>調査・確認の結果、支出関係証拠書類の状況は、次のとおりであった。</p> <p>(1) 物品等の購入や飲食店での飲食などに支出した場合には、全て領収書又はレシートが添付されていた。</p>	
<p>平成20年8月19日</p>	
<p>13</p>	